

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第 6 項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年10月11日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

## 措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・後期）（28 監査第 242 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 計画について</b>  <b>電話機の機能に関し注意すべきもの</b>            （報告書 3 ページ）</p> <p>老人福祉センター電話設備改修工事において、必要以上の機能を有した電話機が設置されていた事例があった。</p> <p>本工事は、電話機及び電話交換機の老朽化により、それら電話設備の改修を行ったものであるが、事務所以外の会議室等に設置する電話機については、内線のみの使用に限定することから、安価な電話機で足りるところ、高価な多機能付電話機を設置したものである。</p> <p>今後、電話機の改修や新設に当たっては、使用目的、方法等を十分検討の上、適切な機能の電話機等の設置に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）            （長野市保健所健康課）            （建築課）</p> <p><b>2 積算について</b>  <b>設計単価に関し注意すべきもの</b></p> <p>農業研修センター建設機械設備工事において、設計単価を誤った事例があった。</p> <p>本工事は、設計単価を確定させるため、複数のメーカー価格から算出された機材単価に労務単価を含めて作成した複合単価を設計単価としているが、設計書への転記ミスにより、設計単価を誤ったものである。</p> <p>積算ミス等による工事価格の誤りは、公正な入札の執行及び落札の決定に影響を及ぼすことから、更なるチェック方法の検討及び体制の強化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）            （建築課）</p>	<p>必要以上の機能を有した電話機を設置していたのは、内線使用のものであっても、既設の機器が多機能電話機となっており、将来的な外線使用等を見込んで同等品を設置したものである。</p> <p>今後、同様の工事を行う際は、実態を踏まえ、十分検討を行い設置することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）            （長野市保健所健康課）</p> <p>電話機の機能については、施設及び担当課の要望だけではなく、現況と同じで良いか使用状況なども聞き取りをし、状況に即した機器の配置となるよう、打合せを行い機種を選定することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（建築課）</p> <p>本事例については設計者による設計積算システムへの転記ミス及び照査者による見落としが原因であった。</p> <p>本設計は 6 月に作成されたものであるが、平成 28 年 8 月 4 日に行われた建設技術委員会研修会以降、単価及び単価決定資料の照査について複数職員によるチェック体制に強化しており、本事例発覚後改めて注意喚起を行い、再発防止の徹底を図っている。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課・建築課）</p>

## 措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・後期）（28 監査第 242 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>3 契約について</b> <b>現場代理人の常駐義務の緩和に関し注意すべきもの</b> (報告書 4 ページ)</p> <p>工事請負契約の締結において、「現場代理人が兼任できる条件」について条件を誤った事例があった。</p> <p>建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年 6 月 1 日施行）により、現場代理人の兼任が可能となる工事の当初請負金額が 2,500 万円未満から 3,500 万円未満に改正となったが、本市の「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」が政令に合わせて改正されていなかったものである。</p> <p>現場代理人の常駐義務の緩和は、入札参加や入札金額にも影響を与え、本市入札事務への信頼を損なうおそれがあることから、要領等の改正及び早期の周知に努められたい。 (契約課)</p> <p><b>4 施工について</b> <b>高齢者・障害者等の移動に関し注意すべきもの</b></p> <p>城山公園の駐車場区画線修繕工事において、高齢者・障害者等への配慮が足りない事例があった。</p> <p>本工事は、公園内駐車場の区画線が劣化したため、区画線の引き直し作業を行ったものである。スロープ出入口付近の車いす使用者用駐車施設の区画線内に支柱等があり、車いす使用者が通るスペースを遮っているため、車いすが乗り入れることができるよう、支柱等の撤去・段差の解消も合わせて行う必要があった。</p> <p>今後は、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律や関係する基準等に十分配慮し、高齢者・障害者等利用者の立場に立った環境整備に努められたい。 (公園緑地課)</p>	<p>「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」については、「建設業法施行令の一部を改正する政令」の改正に従い上記要領を改正した。</p> <p>なお、政令の改正内容については、建設担当部局等に周知済みである。</p> <p>今後、要領等の改正等については、速やかに対応するよう努めていく。 (契約課)</p> <p>現在のスロープは向いている方向が適切ではないため、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、あらたに車椅子用のスロープの付け替えを計画する。</p> <p>現在は関係課と整備時期の調整を行っており、準備が整い次第改善を図る。 (公園緑地課)</p>

## 措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・後期）（28 監査第 242 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(報告書 5 ページ)</p> <p><b>(1) 落石防止対策工事施工箇所の周辺法面について</b></p> <p>戸隠地区の落石防止対策工事が施工された周辺法面の危険性について、意見を申し上げます。</p> <p>本工事は、市道から約 70m 上方の法面に不安定な巨岩が存在し、落石等により市道の通行に支障を来すおそれがあるため、落石防止を目的として緊急に対策工事を行ったものである。しかし、周辺の法面は、急斜面であり倒木、浮石が点在していることから、降雨時や融雪時には新たな法面の崩落及び落石が発生するおそれがある。</p> <p>周辺法面を含む一帯は、長野県林務部が、地すべり災害発生のおそれがあるとした地区であり、また市道を挟んで一級河川楠川（長野県管理）への崩落・落石による影響が懸念される。</p> <p>このような箇所においては、当初計画段階から長野県林務部と長野市とで十分に協議し、一体的に施工を行う必要がある。</p> <p>今後、現在通行止めとなっている市道を通行開放する際は、長野県と協議を行い、連携して安全の確保に努められたい。</p> <p>(戸隠支所)</p>	<p>本工事は、融雪に伴う市道法面崩落により不通となった、市道戸隠北 198 号線の災害復旧を行ったものであり、土砂崩落により露呈した巨岩の崩落防止を主目的とし、ワイヤーロープ掛け工等を施工するとともに、法面の浮石及び倒木の完全な撤去には多額の費用がかかることや、当該路線の交通量が非常に少ないことを勘案し、当面の応急対策として市道路肩部へ大型土のうを設置したものである。</p> <p>また、ご指摘のとおり、当市道周辺は地すべり災害発生のおそれがあるとした地区であるため、長野地方事務所林務課へ治山事業実施について協議・要望を行い、現在これに必要な市道部分の分筆登記に向け、相続関係等を調査中であり、完了後関係地権者と協議を進める予定である。</p> <p>今後、通行止めとなっている市道を開放する際は、事前に長野県と緊密な協議を行い、連携して市道の安全が確保されるよう事務所内で統一を図った。</p> <p>(北部土木事務所) 【旧 戸隠支所】</p>

措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・後期）（28 監査第 242 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p><b>(2) 市役所第一庁舎及び長野市芸術館の外壁のひび割れ等について</b>            (報告書 5～6 ページ)</p> <p>市役所第一庁舎及び長野市芸術館の外壁のひび割れ等について、意見を申し上げます。</p> <p>平成 27 年度に実施した市役所第一庁舎及び長野市芸術館建設工事関係の現場実査において、当該施設の外壁にひび割れが見受けられたことから、その発生原因を確認したところ、「それらはコンクリートの乾燥収縮により発生したものであり、今後、免震ゴム交換工事のジャッキアップにより拡大されるかどうかも含めて、経過観測中である。」との回答を得ていた。</p> <p>このため、使用されたコンクリートの品質管理・施工状況関係のしゅん工書類を監査した結果、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の基準どおり、品質管理・施工がされていたことが確認された。</p> <p>しかしながら、免震ゴム交換工事の施工者の費用負担により補修工事が行われているところであるが、市役所第一庁舎及び長野市芸術館は、多くの市民等が訪れる施設であり、災害時には防災の拠点となる施設であることから、市民に不安を与えないためにも、積極的かつ丁寧な説明を行うとともに、必要に応じ第三者による検証の場を設けるなど、今後も継続的な経過観測を行い、施設の健全性の確保に努められたい。</p> <p>なお、現在、市役所第一庁舎及び長野市芸術館に寄せられている機能面での様々な要望や意見については、その内容を精査し計画的に対処するよう望むものである。</p> <p>また今後、大勢の市民が利用する施設整備に当たっては、設計段階から利用者目線での利便性を確保するため、要望や意見を取り入れることができる仕組みを制度化するなど、より機能的で安心感のある整備方法への対応を望むものである。</p> <p>(第一庁舎・長野市芸術館建設事務局)</p>	<p>第一庁舎及び長野市芸術館の外壁に発生したひび割れの原因については、乾燥収縮が主原因であり、免震ゴム交換工事がひび割れの発生を助長した可能性が否定できない、という設計者及び施工者の見解に基づき、東洋ゴム工業が費用負担して耐久性を確保するための補修工事を行ってきたものである。</p> <p>今回、市議会総務委員会から第三者の専門家による検証の機会を設けることも検討するよう要望もあったことから、平成 29 年 5 月 21 日に専門家による意見交換を開催した。</p> <p>専門家として大学教授 2 名をお迎えし、免震ゴム交換工事の方法やジャッキアップの制御、施工記録等の説明、資料確認、現場確認を実施し、改めて技術的所見を公表いただいた。</p> <p>結果として、免震ゴム交換工事は最先端の技術により適正に行われており、ひび割れの主要因は乾燥収縮によるもので構造体の安全性に影響を与えるものではないこと、ひび割れの発生に免震ゴム交換作業が影響した可能性は否定できないこと、ひび割れの補修は適切に行われており耐久性も確保できていること、建築材料も良好であること、などが確認された。</p> <p>今後も継続的な経過観測を行って着実なメンテナンスを実施するとともに、外構整備も含めた建物全体の機能について利用状況を精査し、市有財産を適切に管理していく。</p> <p>また、今回の施設整備においてはパブリックコメントやワークショップ等の複数の市民意見募集を実施した。今後の施設整備の参考になるものと考えている。</p> <p>(庶務課)</p> <p>【旧 第一庁舎・長野市芸術館建設事務局】</p>

## 措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・後期）（28 監査第 242 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p><b>(3) 建設工事に係る設計図書の誤りについて</b> (報告書 6 ページ)</p> <p>市が発注した工事において、設計図書の誤りによる入札中止があったことについて、再度意見を申し上げる。</p> <p>これまでも随時監査(工事監査)において、設計図書の誤りを指摘してきたところであるが、再び本監査期間内に、設計図書の誤り(単価入力と条件入力の誤り等)による入札中止が発覚した。</p> <p>これは、前回の指摘後も、全庁的に有効なチェック方法の検証やチェック体制の構築がなされていなかったことが一因として挙げられる。</p> <p>設計図書の誤りによる入札中止は、市民や事業者からの入札及び契約事務への信頼を著しく損なうばかりか、事業の遅延によって市民生活への影響も考えられることから、より効果的なチェック方法として、現在の積算システムとは別の積算内容を解析できる積算システムを導入し、設計者以外のものが確認を行うなどの体制の構築について検討が必要である。</p> <p>再発防止に向け、職員一人一人が適正な積算が行えるよう研さんを積むとともに、決裁者においては複数人によるチェックがなされたかどうかの確認を行うなど、新たなチェック方法を確立し、設計図書の誤りが起こらない体制の整備に努められたい。</p> <p>(道路課) (河川課) (維持課) (都市計画課) (駅周辺整備局) (下水道整備課)</p>	<p>積算誤りの再発防止策として、研修会の開催やチェック方法などの見直しと部局を越えた情報の共有化に努めており、一定の効果が認められることから、今後も引き続き再発防止策の改善に取り組むとともに職員一人一人の研さんに努めていく。</p> <p>また、積算誤りの根絶に向けては、新たな防止策や組織体制が必要と考えているので、新積算システムを試行的に導入した他部署の状況を検証し、複数のシステムによる積算について検討したい。</p> <p>(道路課) (河川課) (維持課)</p> <p>当課での設計図書の誤りについて、直接原因は単価入力ミスであり、対照表の中から条件に合う単価を抽出する際に、一行ずれた位置からの単価を採用してしまったものである。さらに照査漏れが重なったことについては、階層構造である積算システムの深い部分での単価であったことや、工種が任意仮設工であり、受注者が任意に選択できる部分であったことから、確認が充分でなかったことによるもの。</p> <p>再発防止策としては、単価採用に関して、条件表にアンダーラインを入れるなど、設計者自身も照査者も容易に確認ができるようにしたり、複数で照査する体制や聞き取り照査の体制を整え、改善を図った。</p> <p>現在の積算システムとは別の積算内容を解析できる積算システムを導入については、予算措置が必要なことや入力作業に一定の技量が必要なことから、先行して導入した課の運用状況を見ながら、検討してまいりたい。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>今回の設計図書の誤りは、積算システム入力時に設計条件を誤選択したことから生じたもので、その取り扱いについての理解不足が原因であった。</p> <p>また、慣れや思い込みにより複雑な積算システムにおける細部までの確認が不十分であったことによるものである。</p>

措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・後期）(28 監査第 242 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
	<p>再発防止策として、設計図書作成時に工事担当者全員（工事担当管理職 1 名含む 5 名）による積算会議を開催し、設計図面の表記、設計数量の拾い出し、積算書への数量等転記、積算システム入力時の施工条件等、全ての設計図書の内容について関係する複数の職員で確認作業を行う体制を整備することで改善を図った。</p> <p>当局では、比較的大規模工事で工種も多いことから積算会議において、職員が有する知識や経験を持ち寄り確認作業を行うことで、積算誤りの防止だけでなく、職員相互の能力向上にも努めていく。</p> <p style="text-align: right;">（駅周辺整備課） 【旧 駅周辺整備局】</p> <p>設計図書の誤りについては、積算基準及び標準歩掛りに関する理解不足であったことから、研修会を開催し事象について検証するとともに、積算時に用いる当課のチェックリストに違算原因の事例を記載することにより注意喚起を行い、適正な積算の徹底を図った。</p> <p>また、新たに積算内容を解析できる積算システムを導入しチェックを行うとともに、積算書の照査を 2 人 1 組で行うこととし、違算の再発防止に向けた体制を整えた。</p> <p style="text-align: right;">（下水道整備課）</p>